

# 山梨県公報

第二千六百八十九号

平成二十九年

四月十七日

月 曜 日

## 目次

○県営土地改良事業計画の変更……………	二八九
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)……………	二八九
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………	二九〇
○公共測量の終了……………	二九〇
○使用料の収納事務の委託……………	二九〇

## 告 示

### 山梨県告示第四百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業富士北麓水源の里地区)の計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

平成二十九年四月十七日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
  - 二 縦覧期間 平成二十九年四月十八日から同年五月十八日まで
  - 三 縦覧場所 道志村役場及び山中湖村役場
  - 四 審査請求期間 平成二十九年五月十九日から同年六月二日まで

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人八ヶ岳知的財産研究所
- 2 代表者の氏名 大芝正和
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町小荒間四百番地
- 4 定款に記載された目的 この法人は、八ヶ岳南麓地域で芸術・文化活動を行うアーティストの支援に関する事業を行い、地域の活性化、芸術・文化及び観光の発展、向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年四月十一日から同年五月十一日まで

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十九年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人オレンジハートトリボン協会
- 2 代表者の氏名 田中正志
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市川田町九百三十四番地一 サンコーレ甲運四百七
- 4 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、人権啓発及び人権擁護に関する事業を行うことにより、もって人権意識の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十九年四月十一日から同年五月十一日まで

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人つなげよう農村と都市Net

2 代表者の氏名 安田忠弘

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市心経寺町二百番地一

4 定款に記載された目的 この法人は、甲府南部中山間地域の農村で高齢化と経済的理由から耕作放棄をせざるを得ない農地の増加に歯止めをかける為に、広い農地で果樹や野菜作りをしたり里山体験をしたいと思っている都市生活者に呼びかけて、これら農地を再生・活用する仕組みを作り、農村と都市生活者との直接的コラボによって農業活性化のモデル的システム循環を図ることで、この中山間地域の活性を取り戻し、次世代へ農地を継承し、美しい里山を維持していくことを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年四月十一日から同年五月十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年四月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年四月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨県就労支援事業者機構

2 代表者の氏名 内藤悦次

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央一丁目十一番八号

4 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることに

んがみ（犯罪者や非行少年とは、更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいい、そのうち就労の支援を受ける者を、以下「就労支援対象者」という。）、事業者の立場から就労支援対象者の就労を支援し、就労支援対象者が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、就労支援対象者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年四月十一日から同年五月十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士吉田市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（数値地形図更新）

二 測量の地域 富士吉田市の一部

三 測量の期間 平成二十八年五月十七日から平成二十九年三月二十四日まで

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成二十九年四月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 委託の相手方 甲府市貢川一丁目四番二十七号 S P S ・ 桔梗屋グループ

二 委託に係る使用料 山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料

三 委託の期間 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで